

第 5 回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会資料

【池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大、 要綱及び運用マニュアルの改訂について】

目次

	Page
I. 東池袋地区駐車場地域ルール策定 WG のこれまでの流れ	01
II. 適用範囲拡大についての検討内容（第 2 回委員会で整理した内容）	02
III. 適用範囲拡大についての検討内容（第 3 回委員会で整理した内容）	05
IV. 要綱及び運用マニュアルでの主な修正内容（今回委員会で新たに提示する内容）	08
V. パブリックコメントの結果	09
VI. 池袋地区駐車場地域ルール要綱及び運用マニュアルの改訂について	10

令和 4 年（2022 年）10 月 12 日

豊島区 都市整備部 都市計画課

1. 東池袋地区駐車場地域ルール策定 WG のこれまでの流れ

1. 東池袋地区駐車場地域ルール策定のこれまでの流れ

令和2年度

池袋地区駐車場地域ルール運用委員会

- 第1回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会（令和2年9月30日）
- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂について（5点修正）
 - 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について（駐車場地域ルールを東池袋地区に拡大）

- 第2回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会（令和3年3月29日）
- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂について（8点修正）
 - 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について（駐車場地域ルールを東池袋地区に拡大、WG設置の承認）

令和3年度

- 第3回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会（令和3年10月27日）
- 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について（駐車場地域ルールを東池袋地区に拡大）
 - 地域特性、駐車状況、駐車需給バランス等
 - 東池袋地区における駐車原単位設定のためのアンケート調査の実施計画

- 第1回及び第2回東池袋地区駐車場地域ルール策定WG（令和3年12月10日、令和4年2月18日）
- 東池袋地区の現況整理
 - 駐車需給の現況、将来推計（乗用車、貨物車）
 - 推計需要台数と都条例整備台数の比較
 - 路上駐車及び建築物の現況
 - 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂内容の検討
 - 現行ルールのうち改定が必要な項目の確認、各項目の基準検討

- 第4回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会（令和4年3月24日）
- 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大の検討について（駐車場地域ルールを東池袋地区に拡大）
 - アンケート調査結果の報告と原単位の設定等についての検討結果報告
 - 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂について
 - マニュアル改訂に向けた予定の報告
 - 令和4年度池袋地区駐車場地域ルール運用協議会「地域の駐車・交通対策実施計画（案）」について

令和4年度

- 第3回東池袋地区駐車場地域ルール策定WG（令和4年7月29日）
- 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの改訂案の提示
 - 改定及び運用にかかるスケジュールの確認

- 第5回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会（令和4年10月12日）【今回】
- 池袋地区駐車場地域ルール適用範囲の拡大、要綱及び運用マニュアルの改訂
 - 令和5年度池袋地区駐車場地域ルール運用協議会「地域の駐車・交通対策実施計画（案）」について

2. これまでの検討概要と本年度の取り組み概要

<昨年度(2021年度)の検討概要>

運用マニュアルの改訂	駐車場地域ルール適用範囲の拡大
<ul style="list-style-type: none"> ●運用マニュアルの改訂（記載内容の加筆修正等） <ul style="list-style-type: none"> ➢令和2年7月改訂 ➢令和2年9月改訂 ➢令和3年3月改訂 ➢令和4年3月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場地域ルールの適用範囲を東池袋地区へ拡大することについて考え方を整理 ➢東池袋地区へ拡大の必要性、検討項目、検討フロー等について整理
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">『東池袋地区駐車場地域ルール策定WG』で詳細を検討(年度末までに2回実施)</div>	

<本年度(2022年度)の検討概要>

運用マニュアルの改訂	駐車場地域ルール適用範囲の拡大
<ul style="list-style-type: none"> ●駐車場の隔地確保を申請する際の添付資料(交差点交通量調査、交差点解析)のあり方について、影響が軽微な場合など、申請事業者にとって過度な負担とならないよう、運用マニュアル等の見直しを検討する ●運用マニュアルの改訂（記載内容の加筆修正等） <ul style="list-style-type: none"> ➢令和4年10月改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ●昨年度に引き続き、駐車場地域ルールの適用範囲を東池袋地区へ拡大することについて検討する ➢地域特性、駐車状況、駐車需給バランス等の整理 ➢東池袋地区における駐車原単位設定のためのアンケート調査の実施 ➢東池袋地区における駐車原単位の設定
<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">今年度は検討出来ておらず、次回以降の運用委員会において、負担軽減策(案)を提示する。</div>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">『東池袋地区駐車場地域ルール策定WG』で地域ルール要綱及び運用マニュアル改定案を提示する(現在までに計3回実施)</div>

II. 適用範囲拡大についての検討内容（第2回委員会で整理した内容）

1. 駐車場地域ルールを東池袋地区への適用範囲拡大の必要性

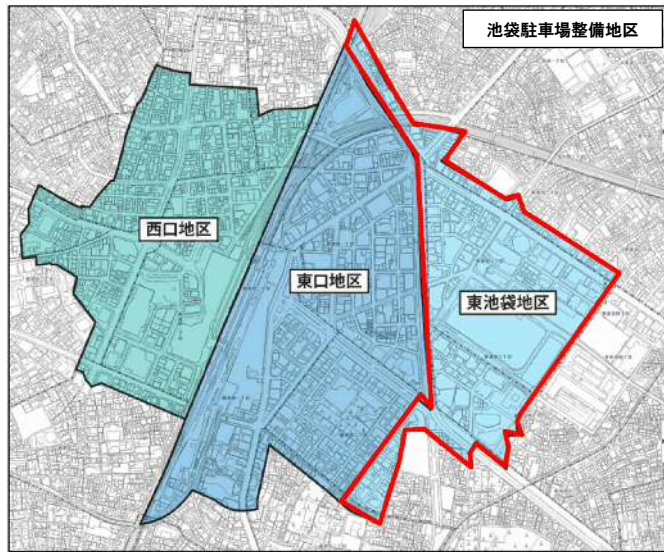
<池袋地区の駐車特性と課題>

- 地区全体では、現状においても駐車場供給量に十分な余裕があるが、休日の買い物娯楽等目的の需要が東口駅前地区に集中しているなど、地区ごとに需要と供給の位置的なアンバランスが生じている。
- 荷さばき車両が利用しやすい駐車場が少なく、需要が高い場所に駐車場がないため、貨物車の路上駐車が多く、歩行空間の安全性低下、景観の悪化などを招いている。

<東池袋地区での駐車場地域ルールの必要性>

- 池袋地区における地域ルール導入の検討時では、特に緊急性が高い東口地区及び西口地区に絞って策定する流れとなっており、東池袋地区においては今後検討していくとしていた。
- 東池袋地区は、過年度の調査結果から、乗用車の駐車需要は低く、駐車場は十分余裕がある状況であり、大規模開発や建て替え等の際に、都条例の基準どおりに附置義務駐車場整備を行うと、駐車場の余剰がさらに拡大する懸念がある。
- また、東池袋地区は、東口地区の建物から 300m の範囲に入る場合が多いため、東口地区の駐車施設の隔地先として活用することが期待される。

上記のことから、東池袋地区への地域ルールの導入について、今後検討していく必要があると考えられる

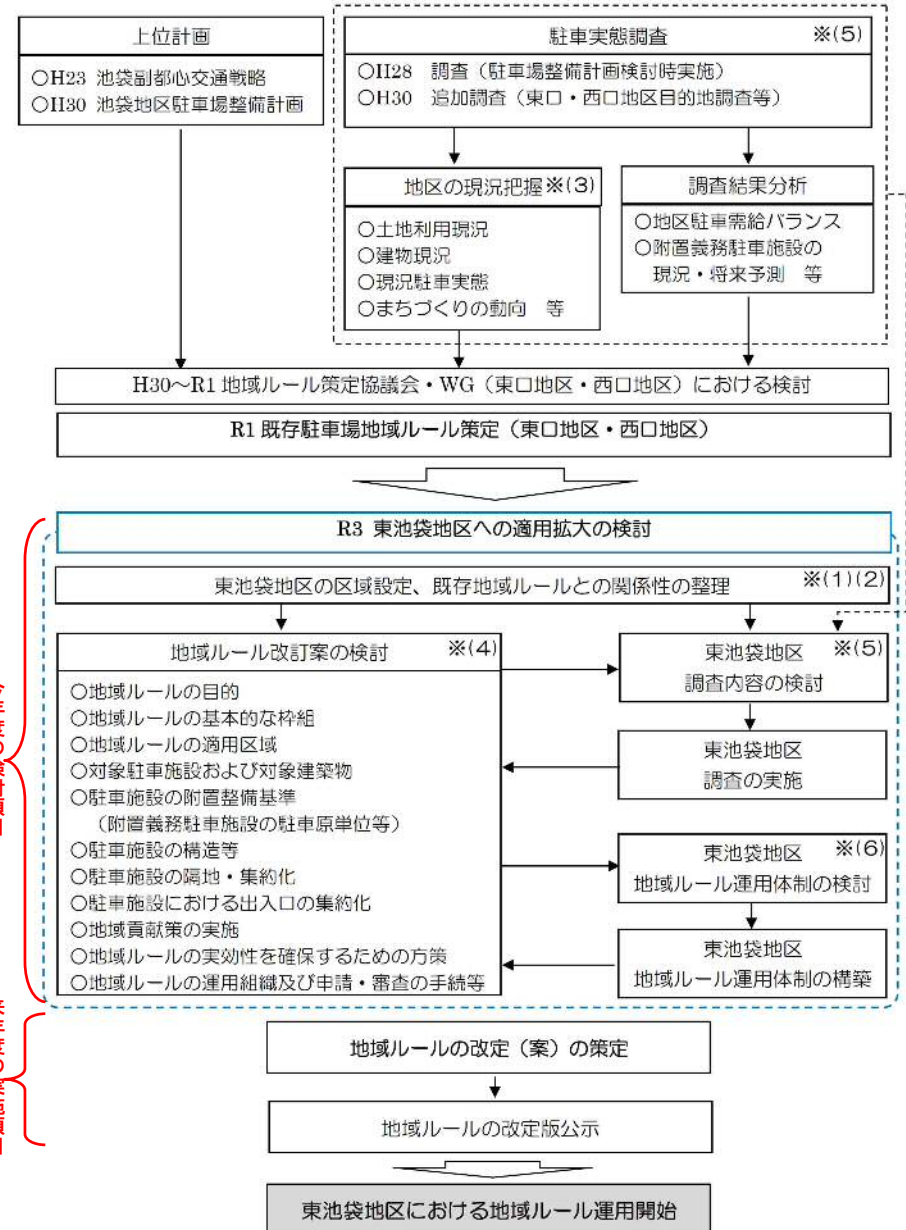


【東口地区及び西口地区】
令和2年度3月策定
令和2年10月1日運用開始

【東池袋地区】
今後検討予定

図 池袋駐車場整備地区における駐車場地域ルールの策定状況

2. 検討フロー



今年度の検討項目

来年度の実施項目

図 東池袋地区駐車場地域ルール策定にあたっての全体フロー

3. 駐車場地域ルールを東池袋地区へ拡大するにあたっての地区設定の検討について

(1) 地区の設定について

- 上位計画である「池袋地区駐車場整備計画」では、土地利用や駐車特性から 5 つの地区に分割し、それぞれの地区における駐車実態の把握や将来の駐車需要の予測などを行い、整備の基本方針を定めている。
- 今回、地域ルールを新たに検討するのは、既にルールを策定した 4 つの地区の残りである「東池袋地区」であるが、当該地区は幹線道路から外れた一部のエリアが入っていることや、集合住宅が多く立地しているエリアも多いことから、地区全体としてルールを作ることが妥当かどうか検討する必要がある。

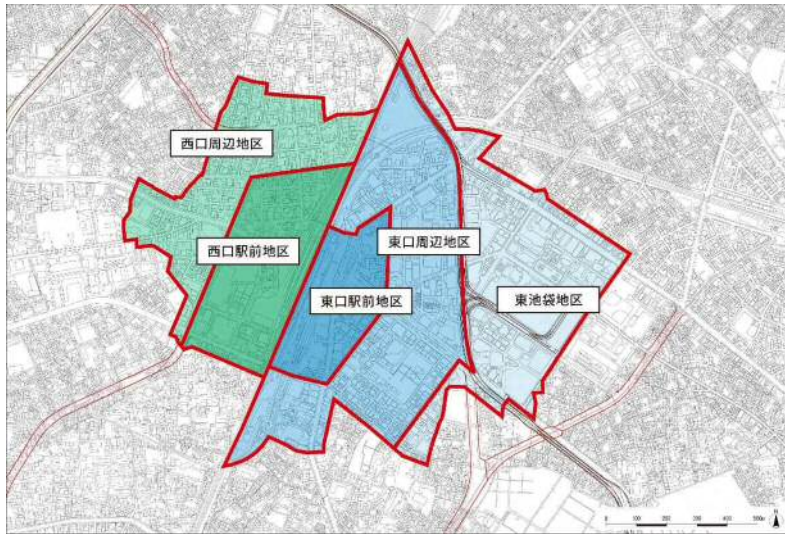


図 池袋駐車場整備計画の範囲

(2) 既存の地域ルールとの関係性の整理について

- 現在運用している「池袋地区駐車場地域ルール」は、「西口地区（西口駅前地区＋西口周辺地区）」「東口地区（東口駅前地区＋西口周辺地区）」の 2 つのエリアに区分し、それぞれの駐車施設の需給等を検討したうえで、地区の駐車原単位を別々で定めている。当初は東西に分けて運用することも想定していたが、現時点では 2 つのエリア全体で運用を行っている。今回検討する「東池袋地区」についても、ルールを作るエリアを地区全体とする場合、地区の一部で作る場合のいずれにおいても、駐車原単位を定めることが想定されるが、当該エリアのみで検討すべきか、「東口地区」に含めたエリアとして検討すべきかなどの判断が必要となる。また、単独で駐車場地域ルールを策定することも可能なため、今後の運用のことも含め、既存の地域ルールのエリア拡大とすることが望ましいかどうか併せて判断する必要がある。

4. 東池袋地区の駐車の実況等

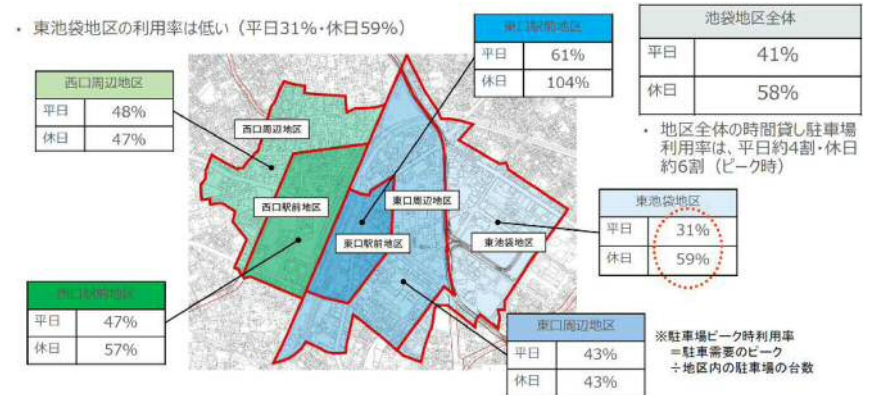
【土地利用】サンシャインシティが立地し、周辺は業務施設が多く立地している。

【駐車場の整備状況】サンシャインパーキングが立地し、周辺も時間貸しや業務系駐車場が多く立地している。また外周部は集合住宅が立地している。

【駐車の実況】

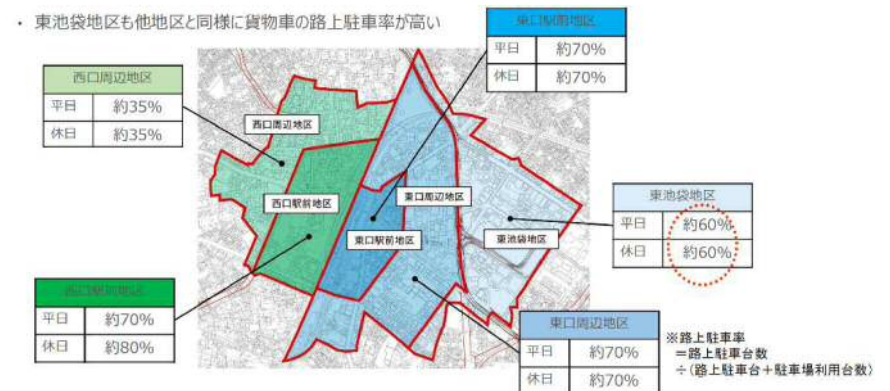
- 東池袋地区の時間貸し駐車場のピーク時利用率は、平日 31%、休日 59%となっており、地区全体では駐車施設に余剰が生じている。
- 貨物車の路上駐車率（駐車需要のうち路上駐車をしている割合）は、東池袋地区においても平日・休日ともに 60%となっており、他地区と同様に貨物車の路上駐車率が高い状況である。

<池袋地区の駐車実況（時間貸し駐車場ピーク時利用率）>



資料：平成 28 年度駐車実態調査

<池袋地区の駐車実況（貨物車の路上駐車率）>



資料：平成 28 年度駐車実態調査

5. 地域ルール項目の確認について

- 既に策定している地域ルールの要綱及び運用マニュアルの項目（下記参照）について、東池袋地区に適用した場合の検討を行うとともに、改訂が必要な項目を確認する。

<地域ルールの要綱及び運用マニュアルの項目>

- 地域ルールの目的
- 地域ルールの基本的な枠組
- 地域ルールの適用区域
- 対象駐車施設および対象建築物
- 駐車施設の附置整備基準
- 駐車施設の構造等
- 駐車施設の隔地・集約化
- 駐車施設における出入口の集約化
- 地域貢献策の実施
- 地域ルールの実効性を確保するための方策
- 地域ルールの運用組織及び申請・審査の手続

6. 調査内容の検討について

- 平成 28 年度に当該地区の駐車実態調査を豊島区で実施しており、基礎的な駐車に関するデータは保有している。このため、前述のフローのとおり、まず保有しているデータを再度確認し、不足しているデータなどを整理した上で、今回の東池袋地区におけるルールを作成するにあたって、必要となる調査の内容を検討する。

7. 検討体制（ワーキンググループの設置）について

- 本委員会の下部組織として、学識経験者、地元の代表者（商店会・町会・事業者等）、関係行政機関などで構成されるワーキンググループ（WG）を設置する。
- WG で検討された地域ルールの改定案は、本委員会で決定する。

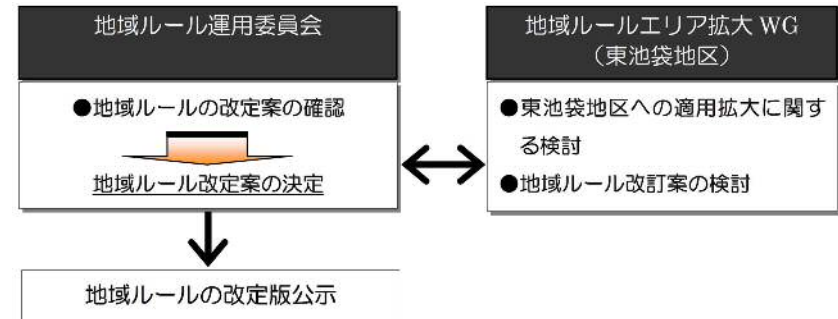


図 駐車場地域ルールの東池袋地区への適用範囲拡大の検討体制

8. 検討スケジュール（これまでの経過と今後の想定）

- 令和 3 年 4 月～8 月：ルール作成に向けた調査の実施の検討
- 令和 3 年 9 月～10 月：ルール作成に向けた調査の実施
- 令和 3 年 10 月：第 3 回運用委員会（ワーキンググループ設立の承認）
- 令和 3 年 11 月：第 1 回 WG（区域拡大の検討）
- 令和 4 年 2 月：第 2 回 WG（同上）
- 令和 4 年 3 月：第 4 回運用委員会（途中経過報告および今後の方針の承認）
- 令和 4 年 7 月：第 3 回 WG（要綱及び運用マニュアル改定案）
- 令和 4 年 10 月：第 5 回運用委員会（要綱及び運用マニュアル改定案の承認）[今回]

Ⅲ. 適用範囲拡大についての検討内容（第3回委員会で整理した内容）

1. 地区の設定等について

（1）土地利用状況、用途地域

- 上位計画である「池袋地区駐車場整備計画」（以下、「駐車場整備計画」という）は、「池袋駐車場整備地区（以下、「駐車場整備地区」という）」に対して定められており、駐車実態や駐車需給バランス等については土地利用や駐車特性から5つの地区に分割して整理しているが、5つの地区で駐車需給バランスの状況は同様であることから、基本方針や目標、路外駐車場の整備に関する施策など、駐車場整備地区全体として設定している。
- 上記を踏まえると、駐車場地域ルールも駐車場整備計画に則して、駐車場整備地区の範囲で定めることが適当であると考えられる。
- なお、土地利用状況について、駐車場整備地区を定める際に検討が行われており、商業施設や事務所施設が密集するエリアとして当該範囲が設定されている。（駐車場整備地区の範囲を境に商業施設や事務所施設の密集するエリアと住居等が多いエリアとで土地利用が分かれている）
- また、用途地域についても、駐車場整備地区内は商業地域となっており、東口地区、西口地区、東池袋地区は同様の用途地域となっている。

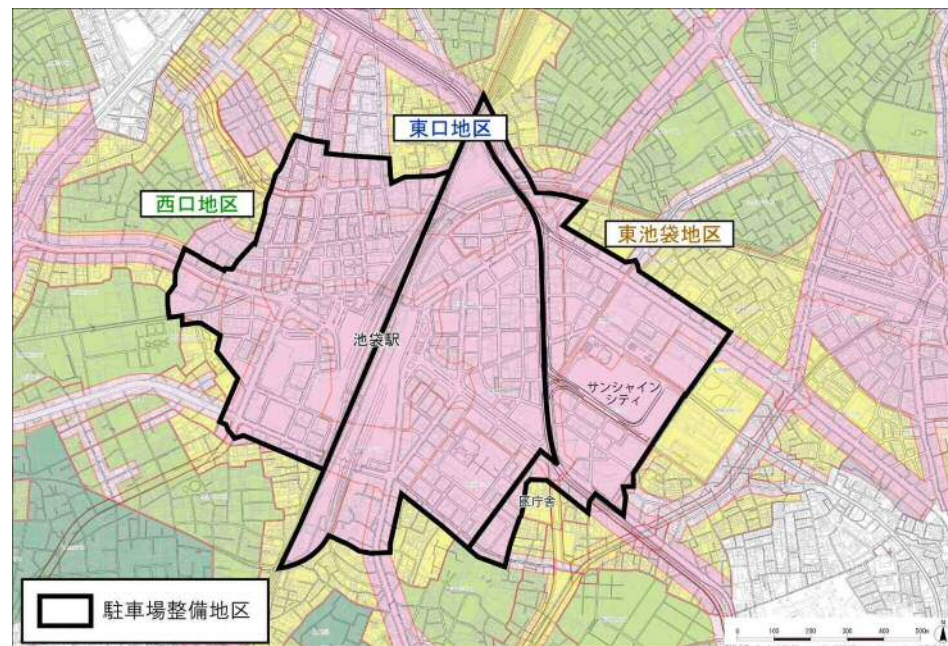


図 池袋駅周辺の用途地域

（2）東池袋地区の駐車場地域ルールの運用体制

- 現在の駐車場地域ルールは、東口地区と西口地区で運用のスキームが同じであり、東池袋地区も東口地区、西口地区と一体的に運用した方が効率的である。
- また、現時点では、東池袋地区内で地域ルールを適用する開発が見込まれておらず、収支の面でも独立させることが難しい。
- 上記を踏まえると、東池袋地区の地域ルールの運用は、東口地区、西口地区と一体として運用することが適当であると考えられる。

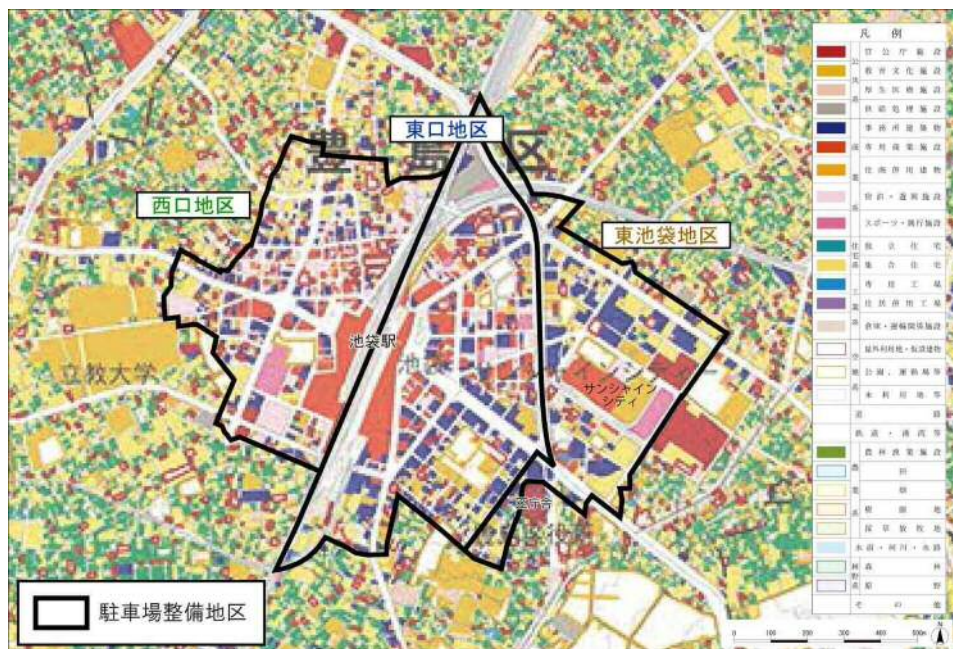


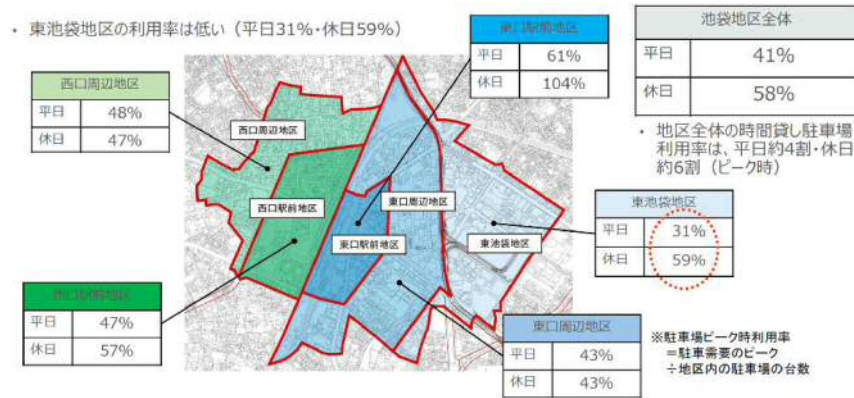
図 池袋駅周辺の土地利用

出典：東京都土地利用現況図／東京都都市整備局，平成28年現在

(3) 駐車状況

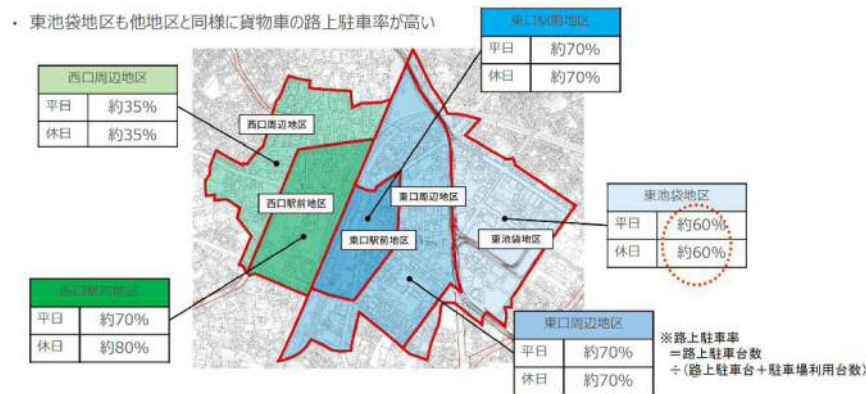
- 現在の駐車場地域ルールは、東口地区と西口地区を適用範囲としているが、駐車状況は、東口地区と西口地区の違いと、東池袋地区と東口地区または東池袋地区と西口地区の違いとで、特筆するほどの差はない。
- したがって、あえて東池袋地区だけ別立てで地域ルールを策定する必要性は低いと考えられる。

<池袋地区の駐車現況（時間貸し駐車場ピーク時利用率）>【再掲】



資料：平成 28 年度駐車実態調査

<池袋地区の駐車現況（貨物車の路上駐車率）>【再掲】



資料：平成 28 年度駐車実態調査

(4) 駐車需給バランス

- 将来（駐車場整備計画の目標年次の 2035 年度）における路外駐車場の需給バランスは、東口地区、西口地区、東池袋地区ともに概ね同程度であり、供給が需要を上回ると予想される。
- したがって、東池袋地区だけ別立てで地域ルールを策定する必要性は低いと考えられる。

表 現況の駐車需給バランス

(現況：2016 年度)

		現在の需要(台)		現在の供給量(台)	現在の需給バランス(需要/供給)
		平休別の需要	平休のうち最大値		
東口地区	平日	1,544	1,810	3,824	47%
	休日	1,810			
西口地区	平日	1,562	1,655	3,479	48%
	休日	1,655			
東池袋地区	平日	1,911	2,646	4,281	62%
	休日	2,646			
合計	平日	5,017	6,111	11,584	53%
	休日	6,111			

出典：池袋地区駐車場整備計画/豊島区，平成 30 年 4 月

表 将来の駐車需給バランス

(将来：2035 年度)

	現在の需要(台)	将来増加する需要(台)	将来の需要(台)	将来の供給量(台)	将来の需給バランス(需要/供給)
東口地区	1,810	2,252	4,062	6,036	67%
西口地区	1,655	967	2,622	5,307	49%
東池袋地区	2,646	0	2,646	5,289	50%
合計	6,111	3,219	9,330	16,632	56%

出典：池袋地区駐車場整備計画/豊島区，平成 30 年 4 月

<結論>

以上(1)～(4)の結果により、

- 東池袋地区への地域ルールの導入は、地区全体として（駐車場整備計画の範囲で）定めることとし、既存の「池袋地区駐車場地域ルール」の適用範囲を拡大することで導入することとする。
- また、東池袋地区の地域ルールの運用は、東口地区、西口地区と一体として運用することとする。

※上記については、平成 28 年度（2016 年度）時点の駐車需要を基に将来需要量を想定している。現在の駐車需要は、コロナ禍の影響等により以前の需要までは回復していないものと想定されことから、上表の将来需要に対して、将来の供給量は安全側（需要<供給）な台数と考えられる。

2. 地域ルール項目の検討

- 現行の地域ルールの要綱及び運用マニュアルの項目について、東池袋地区に適用した場合に改訂が必要な項目を確認した。
- 確認の結果、改訂が必要な項目を以下の表のとおり整理した。
- 基本的な考え方としては、東口地区と西口地区で各々に定めている事項については東池袋地区も別途定める（改定する）こととし、池袋地区全体に共通する事項については「改定の必要なし」、地区の状況に影響を受ける項目については、さらに改定の必要性を検討することとし「改定の検討が必要」と整理した。

要綱・運用マニュアルの項目	記載の要旨	検討結果	改定の必要の有無
地域ルールの目的	地域ルールを定めることにより、池袋地区の地域住民等と豊島区が一体となって駐車施設の適切な確保と運用を図り、もって良好な交通環境を有する歩行者優先のまちづくりを推進することを目的とする。	東池袋地区も目的は同様	改定の必要なし
地域ルールの基本的な枠組	○地区独自の整備台数基準の設定 ○歩行者ネットワークに配慮した駐車施設出入口の設置抑制 ○駐車施設の隔地・集約化 ○フリンジ(集約)駐車場及び共同荷さばき駐車施設の確保 ○地区独自のまちづくり方策の具現化	「歩行者ネットワークに配慮した駐車施設出入口の設置抑制」については、現状で対象となる路線はないが、それ以外の枠組みは、東池袋地区も同様	改定の必要なし
地域ルールの適用区域	○池袋駅東口地区 ○池袋駅西口地区	東池袋地区を加える	改定が必要
対象駐車施設および対象建築物	○大規模建築物:敷地面積 3,000 m ² 以上又は都市開発諸制度等※活用による建築 ○中規模建築物:敷地面積 500 m ² 以上かつ 3,000 m ² 未満(都市開発諸制度等活用による建築を除く) ○小規模建築物:敷地面積 500 m ² 未満	東池袋地区もその他の地区も土地利用や駐車需給バランス等は同様だが、データを確認したうえで判断することが必要	改定の検討が必要
駐車施設の附置整備基準【乗用車の駐車施設の附置】	1)整備台数 ア)地区独自の基準により算出した台数 イ)現況建築物の駐車需要に応じた台数 ウ)類似建築物の駐車需要に応じた台数 2)地域貢献による駐車施設の整備 大規模建築物においては、前項の規定によるもののほか、フリンジ(集約)駐車施設の附置に努めるものとする。 3)大規模小売店舗立地法の適用を受ける建築物の取扱い 大規模小売店舗立地法の適用を受ける建築物は、同法の基準に基づき算出される駐車台数を下回ってはならない。	1)、3)は、基本的な枠組みは池袋地区全体として同様とするのが妥当 ただし、駐車原単位については、東口地区と西口地区でそれぞれ定めていることから、東池袋地区でも独自に定める必要がある 2)は、駐車場の集約化は池袋地区全体としての方針であるため、同様とするのが妥当	東池袋地区の駐車原単位を定める

要綱・運用マニュアルの項目	記載の要旨	検討結果	改定の必要の有無
駐車施設の附置整備基準【貨物車の駐車施設の附置】	1)整備台数 ア)都条例に基づき算出した台数 イ)現況建築物の駐車需要に応じた台数 ウ)類似建築物の駐車需要に応じた台数 2)地域貢献による駐車施設の整備 大規模建築物及び中規模建築物においては、貨物車の駐車施設を附置するとともに、共同荷さばき駐車施設の附置に努めるものとする。	貨物車の駐車状況は東池袋地区もその他の地区も同様だが、データを確認したうえで判断することが必要	改定の検討が必要
駐車施設の構造等	1)乗用車の駐車施設及び障害者のための駐車施設 ①駐車施設の構造等 ②バリアフリー経路の確保 2)貨物車の駐車施設 ※1)、2)とも、関係法令及び運用マニュアルに定める規定に基づき整備に努めるとしている。	地域特性とは関係がないため、同様とするのが妥当	改定の必要なし
駐車施設の隔地・集約化	※駐車場を各地で確保する場合の考え方を記載 ※特定路線の設定	駐車場の集約化は池袋地区全体としての方針であるが、データを確認したうえで判断することが必要 なお、東池袋地区には特定路線の対象路線はない	改定の検討が必要
駐車施設における出入口の集約化	※駐車施設等の出入口の集約化の考え方を記載		
地域貢献策の実施	※地域貢献の考え方を記載	地域特性に応じた駐車施設の整備等となっているので問題はないが、地域特性を踏まえて追加する項目等がないか確認は必要	改定の検討が必要
地域ルールの実効性を確保するための方策	※委員会の設置や運用協議会の設置、検討や対策の実施について記載	東口地区と西口地区で運用のスキームが同じであり東池袋地区も一体的に運用した方が効率的であること等から池袋地区全体で同様の運用とすることが妥当	改定の必要なし
地域ルールの運用組織及び申請・審査の手続	※地域ルールの運用体制、審査の手続き等について記載		

IV. 要綱及び運用マニュアルの主な修正内容（今回委員会で新たに提示する内容）

1. 検討の経過と要綱及び運用マニュアルの主な修正内容

- これまでの検討を踏まえ、東池袋地区の地域ルール適用に向けた要綱及び運用マニュアルの改定が必要な項目と、各項目の主な改定内容の対応表を右表に示す。
- 第2回WGでは、改定が必要とされた項目について、右表のとおり追記修正することで了承をいただいたことから、第3回WGにおいて地域ルール要綱及び運用マニュアルの改定案を提示する。
- なお地域ルール要綱の改定案については、区のパブリックコメント実施要綱に沿って、第3回WG後に、パブリックコメントを実施した。
- パブリックコメントにより寄せられた意見を踏まえ必要な修正を行い、今回の第5回池袋地区駐車場地域ルール運用委員会での承認を目標とする。

<検討スケジュール>

- 令和3年4月～8月：ルール作成に向けた調査の実施の検討
- 令和3年10月：第3回運用委員会（ワーキンググループ設立の承認）
- 令和3年11月：ルール作成に向けた調査の実施
- 令和3年12月：第1回WG（区域拡大の検討）
- 令和4年2月：第2回WG（同上）
- 令和4年3月：第4回運用委員会（途中経過報告および今後の方針の承認）
- 令和4年7月：第3回WG（改定案の提示）
- 令和4年9月：ルール要綱改定案に関するパブリックコメント実施
- 令和4年10月：第5回運用委員会（要綱及び運用マニュアル改定案の承認）

要綱および運用マニュアルの項目	検討結果と主な追記・修正内容（赤文字）
地域ルールの適用区域 （要綱第4条）	○適用地区に東池袋地区を追加する。
対象駐車施設および対象建築物 （要綱第5条および第2条の一部）	○後述の駐車施設の隔地・集約化の検証結果から、建物区分の変更は必要ない旨が確認できたため、東口・西口地区と同様と設定する。
駐車施設の附置整備基準 【乗用車の駐車施設の附置】 （要綱第6条）	○基本的な枠組みは池袋地区全体として同様とするのが妥当なため、東口・西口と同様と設定する。 ○「ア」地区独自の基準により算出した台数について、東池袋地区の基準として以下のとおり駐車原単位を設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ●百貨店その他店舗：330㎡/台 ●事務所/その他特定用途/非特定用途（共同住宅以外）：690㎡/台 ●非特定用途（共同住宅）：660㎡/台 } 第2回WGまでに検討済 ○駐車場の集約化は池袋地区全体としての方針であるため、東口・西口と同様と設定する。
駐車施設の附置整備基準 【貨物車の駐車施設の附置】 （要綱第7条）	○東口・西口地区と同様に独自の附置整備基準は設けず、「上限を10台までとする規定」は適用しない。 ○貨物車の路上駐車は主に荷さばき駐車施設が設置されていない建物を目的地としていることから、これらの車両に対するケアが重要と考えられるため、駐車場地域ルールにおける貨物車両の路上駐車対策メニューとして『地域貢献策による共同荷さばき駐車場の整備』を推進する旨を追記する。 （「共同荷さばき駐車施設の整備推進」に関する具体内容は『地域貢献策の実施』に記載）
駐車施設の隔地・集約化 （要綱第9条）	○隔地・集約化の考え方は東口・西口の両地区の既存の考え方と同様に設定する。 ○駐車施設における出入口の集約化も同様に、東口・西口の両地区の既存の考え方と同様と設定する。
駐車施設における出入口の集約化 （要綱第10条）	○現時点では特定路線を指定しない。しかし、近年の動きとして、池袋駅及び東池袋駅を中心としたウォーカブルなまちづくりを推進している。この中で令和3年度より「東池袋駅周辺まちづくり検討委員会」が立ち上がり、歩行者ネットワークの構築なども検討してくこととされており、将来的に特定路線を指定することも考えられる。必要に応じ特定路線の指定について検討する旨を追記する。
地域貢献策の実施 （要綱第11条）	○豊島区の『ゼロカーボンシティ』に向けた施策の一環として、地域貢献による駐車施設の整備内容（イメージ）にZEV用充電器の設置促進に関する内容を追記する。 ○東池袋地区における共同荷さばき駐車場の整備を推進するため、地域貢献策による駐車施設の整備において、共同荷さばき駐車施設の整備を最優先施策に位置づける。

以上を踏まえ、資料2「池袋地区駐車場地域ルール要綱（改定案）」及び資料3「池袋地区駐車場運用マニュアル（改定案）」を作成する。

V. パブリックコメントの結果

1. 概要

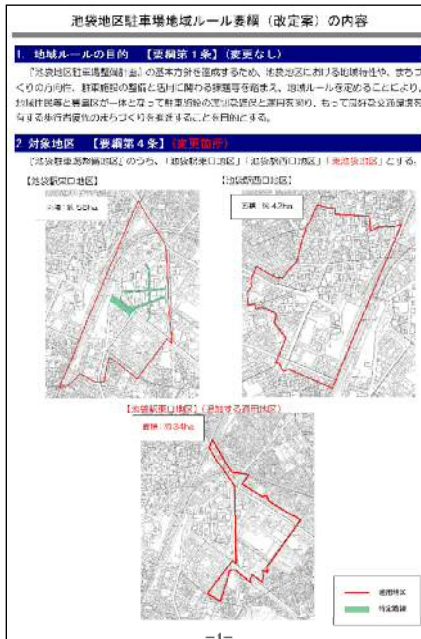
- 池袋地区駐車場地域ルール適用区域を東池袋地区へ拡大するにあたり、地域ルールの骨格にあたる地域ルール要綱の改定案について、パブリックコメント（意見公募手続）制度に基づき、区民の皆様の意見をお聴きしました。
- 実施期間等は以下のとおりです。

意見募集期間：令和4年8月25日（木）から令和4年9月22日（木）まで

閲覧場所：都市計画課、行政情報コーナー、区民事務所（東部・西部）、図書館、区民ひろば、区ホームページ
 ※行政情報コーナー、図書館では有料コピーが可能です。
 ※豊島区ホームページからもダウンロードできます。

閲覧資料：池袋地区駐車場地域ルール要綱（改訂案）
 変更内容の説明資料
 池袋地区駐車場地域ルールについて

意見募集期間：令和4年8月25日（木）から令和4年9月22日（木）まで



閲覧（説明）資料抜粋

2. 意見と回答

- ・意見の受付期間 令和4年8月25日から令和4年9月22日まで
- ・意見の提出者数 2人
- ・意見の受付方法 メール
- ・意見の件数 2件

意見番号	意見等の概要	件数	区の考え方	要綱・マニュアルへの反映
	ウォーカーフレンドなまちづくりの推進について	2件		
1	池袋駅周辺をウォーカーフレンドなまちづくりを目指すことには賛成です。ただし、高齢者等、池袋駅への送り迎えの車のアクセスを確保してほしいと思います。これから具体的な計画を考える上で、ぜひ検討してほしいと思います。	1件	「池袋副都心交通戦略」では、歩行者を優先する交通環境の創出とともに、池袋駅の交通結節機能の強化を方針の一つとして掲げています。この方針に基づき、池袋駅東西の駅前広場の再編に際しては、車両の駅前広場へのアクセス性、機能性向上も検討いたします。	無
2	「駐車場地域ルール」の東池袋エリアへの拡大は、池袋エリアにおける「ウォーカーフレンドなまちづくり」推進のために必要で適切な施策であると考えます。今後は、駐車スペース等の在り方についても、新たなモビリティなど時代の変化にも対応できるように適切に課題を把握し対応策を取って頂くことを期待します。	1件	「池袋副都心交通戦略」では、歩行者を優先する交通環境の創出を目標の一つとして掲げています。「駐車場地域ルール」は、この目標を実現するための方策の一つとして、附置義務駐車施設の台数適正化や隔地集約など、駐車場施策を取りまとめたものです。今後も駐車スペース等の利活用について、時代の変化に対応した施策を検討実施し、「ウォーカーフレンドなまちづくり」を推進していきます。	無

VI. 池袋地区駐車場地域ルール要綱及び運用マニュアルの改訂について

1. 池袋地区駐車場地域ルール要綱及び運用マニュアルの改訂の目的と内容

(1) 改訂の目的

○上位計画である「池袋地区駐車場整備計画」（以下、「駐車場整備計画」という）は、「池袋駐車場整備地区（以下、「駐車場整備地区」という）」に対して定められており、**駐車実態や駐車需給バランス等については土地利用や駐車特性から5つの地区に分割して整理しているが、5つの地区で駐車需給バランスの状況は同様であることから、基本方針や目標、路外駐車場の整備に関する施策など、駐車場整備地区全体として設定**している。

○上記を踏まえると、駐車場地域ルールも駐車場整備計画に則して、駐車場整備地区の範囲で定めることが適当であると考えられる。よって、先行してR2年10月より運用を開始した「池袋駅西口地区」「池袋駅東口地区」と併せて上記5つの地区全体をカバーできるよう「東池袋地区」への適用エリア拡大に向け検討を続け、今日取りまとめが完了したので「エリア拡大」を図る。

<池袋地区駐車場地域ルール要綱>

○池袋地区駐車場地域ルール要綱について、下記の改訂を行う。

■第4条 対象地区

- ・対象となる地区について「東池袋地区」を追記

■第6条 乗用車の駐車施設の附置

- ・地区独自の基準に「東池袋地区」を追記

<池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアル>

○池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルについて、下記の改訂を行う。

■5. 適用地区（4ページ）

- ・要綱の改訂に合わせ、「東池袋地区」を追記

■7. 駐車施設の附置整備基準（8ページ）

- ・要綱の改訂に合わせ、「東池袋地区」の地区独自の基準により算出した台数を追記

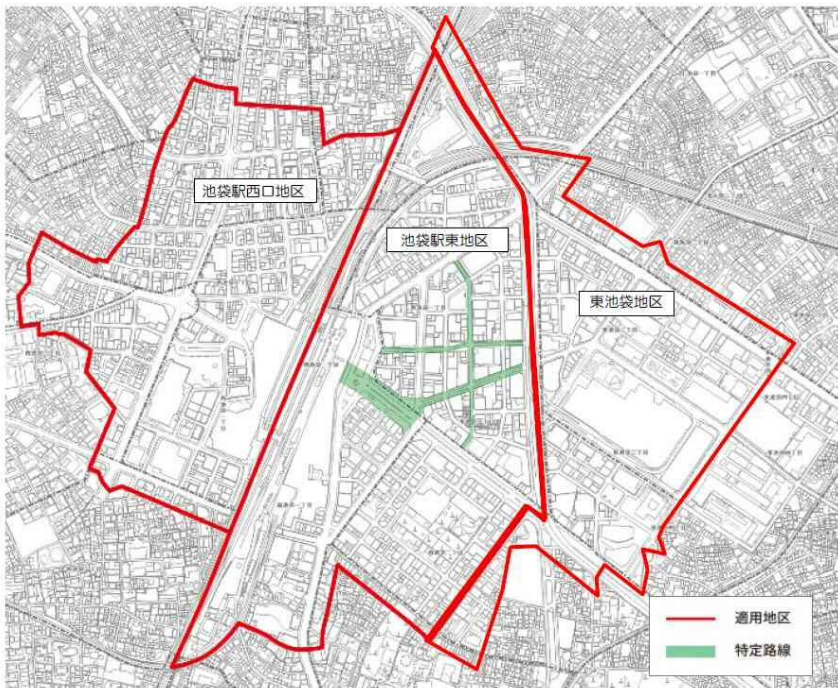
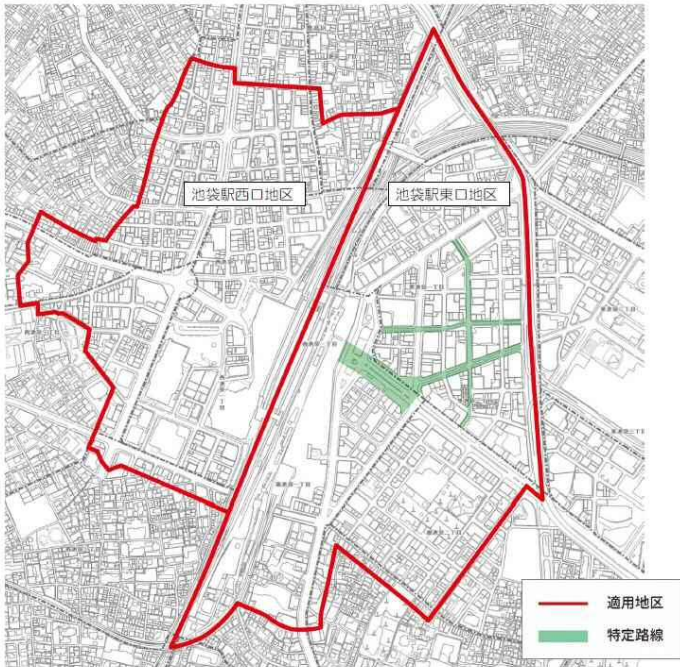
■11. 地域貢献策の実施（36、37、40ページ）

- ・地域貢献策による駐車施設の整備内容（イメージ）において、「ZEV用充電器の設置等」を追記
- ・地区の特性に応じた駐車施設の整備において、「東池袋地区」の課題特性を踏まえ、「共同荷さばき駐車施設の整備を最優先」とすることを追記
- ・「地域貢献策の評価」として上記2項目の評価法を追記
 - ZEV用充電器 → 個別評価
 - 共同荷さばき駐車施設 → 階層別公用費に基づき評価

2. 池袋地区駐車場地域ルール要綱の新旧対照表

改訂後	改訂前
<p>(対象地区)</p> <p>第4条 この要綱の対象となる地区は、「池袋駐車場整備地区」（平成30年4月告示、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条に定める駐車場整備地区）のうちの「池袋駅東口地区」（別添図1）及び、「池袋駅西口地区」（別添図2）、「東池袋地区」（別添図3）とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(対象地区)</p> <p>第4条 この要綱の対象となる地区は、「池袋駐車場整備地区」（平成30年4月告示、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条に定める駐車場整備地区）のうちの「池袋駅東口地区」（別添図1）及び、「池袋駅西口地区」（別添図2）とする。</p> <p>(以下略)</p>
<p>(乗用車の駐車施設の附置)</p> <p>第6条 乗用車の駐車施設及び障害者のための駐車施設の台数は、次の各号のいずれかの方法により算出した台数とする。</p> <p>(1) 池袋駅東口地区及び、池袋駅西口地区、東池袋地区 各地区の独自の基準により算出した台数運用マニュアルで規定する用途に供する建築物の部分の床面積を単位面積で除して得た数値を合計した台数とする。</p> <p>(2) 現況建築物の駐車需要に応じた台数 対象建築物と用途、規模等が同様である現況建築物の駐車実績を用いて算出した台数とする。</p> <p>(3) 類似建築物の駐車需要に応じた台数 対象建築物と用途、規模等が同様であり、かつ、立地する地区の特性が類似する建築物の駐車実績を用いて算出した台数とする。</p> <p>(以下略)</p>	<p>(乗用車の駐車施設の附置)</p> <p>第6条 乗用車の駐車施設及び障害者のための駐車施設の台数は、次の各号のいずれかの方法により算出した台数とする。</p> <p>(1) 池袋駅東口地区及び、池袋駅西口地区独自の基準により算出した台数 運用マニュアルで規定する用途に供する建築物の部分の床面積を単位面積で除して得た数値を合計した台数とする。</p> <p>(2) 現況建築物の駐車需要に応じた台数 対象建築物と用途、規模等が同様である現況建築物の駐車実績を用いて算出した台数とする。</p> <p>(3) 類似建築物の駐車需要に応じた台数 対象建築物と用途、規模等が同様であり、かつ、立地する地区の特性が類似する建築物の駐車実績を用いて算出した台数とする。</p> <p>(以下略)</p>

3. 池袋地区駐車場地域ルール運用マニュアルの新旧対応表

改訂後	改訂前
5. 適用地区	5. 適用地区
<p>【地域ルール要綱】（第4条）</p> <p>この要綱の対象となる地区は、「池袋駐車場整備地区」（平成30年4月告示、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条に定める駐車場整備地区）のうちの「池袋駅東口地区」（別添図1）及び、「池袋駅西口地区」（別添図2）、「東池袋地区」（別添図3）とする。</p> <p>○本地域ルールの適用地区は、鉄道や幹線道路を境にして、土地利用や駐車特性等の地域特性を踏まえ、下図の「池袋駅東口地区」と「池袋駅西口地区」、「東池袋地区」を設定する。</p> <p>○特定路線は、「良好な交通環境を有するまちづくりの実現に向けて、歩行者を最優先する路線」と位置づけ、特定路線では、原則として駐車施設の出入口の設置を抑制する。</p>	<p>【地域ルール要綱】（第4条）</p> <p>この要綱の対象となる地区は、「池袋駐車場整備地区」（平成30年4月告示、駐車場法（昭和32年法律第106号）第3条に定める駐車場整備地区）のうちの「池袋駅東口地区」（別添図1）及び「池袋駅西口地区」（別添図2）とする。</p> <p>○本地域ルールの適用地区は、鉄道や幹線道路を境にして、土地利用や駐車特性等の地域特性を踏まえ、下図の「池袋駅東口地区」と「池袋駅西口地区」を設定する。</p> <p>○特定路線は、「良好な交通環境を有するまちづくりの実現に向けて、歩行者を最優先する路線」と位置づけ、特定路線では、原則として駐車施設の出入口の設置を抑制する。</p>
<p><地域ルールの適用地区></p> 	<p><地域ルールの適用地区></p> 
-4-	-4-

改訂後

- 駐車原単位は、適用地区の駐車実態に基づき、下表において定めたものとする。
- 駐車原単位は、地区の駐車需要の実績等を基に、駐車需要の将来変動や繁忙期等に対応可能な数値を設定する。
- 地域ルール運用委員会は、地域ルールの運用に伴う経年的な駐車実態データを活用し、駐車原単位がより実態に即した数値となるよう、定期的に見直しを行う。
- 独自に当該建築物または類似建築物の駐車需要を把握することが難しい中小規模建築物への適用を想定し、地区独自の基準により算出した台数は、大規模建築物には適用しない。大規模建築物については、それぞれの建物における駐車需要に応じた駐車原単位を算定するものとする。

<適用地区の駐車実績に基づく駐車原単位（東口地区）>

建物用途	駐車原単位	都条例基準 (基準床面積)
百貨店その他の店舗	300㎡ごとに1台	250㎡ごとに1台
事務所 その他特定用途 非特定用途（共同住宅以外）	500㎡ごとに1台	300㎡ごとに1台
非特定用途（共同住宅）		350㎡ごとに1台

<適用地区の駐車実績に基づく駐車原単位（西口地区）>

建物用途	駐車原単位	都条例基準 (基準床面積)
百貨店その他の店舗	290㎡ごとに1台	250㎡ごとに1台
事務所 その他特定用途 非特定用途（共同住宅以外）	830㎡ごとに1台	300㎡ごとに1台
非特定用途（共同住宅）		350㎡ごとに1台

<適用地区の駐車実績に基づく駐車原単位（東池袋地区）>

建物用途	駐車原単位	都条例基準 (基準床面積)
百貨店その他の店舗	330㎡ごとに1台	250㎡ごとに1台
事務所 その他特定用途 非特定用途（共同住宅以外）	690㎡ごとに1台	300㎡ごとに1台
非特定用途（共同住宅）	660㎡ごとに1台	350㎡ごとに1台

改訂前

- 駐車原単位は、適用地区の駐車実態に基づき、下表において定めたものとする。
- 駐車原単位は、地区の駐車需要の実績等を基に、駐車需要の将来変動や繁忙期等に対応可能な数値を設定する。
- 地域ルール運用委員会は、地域ルールの運用に伴う経年的な駐車実態データを活用し、駐車原単位がより実態に即した数値となるよう、定期的に見直しを行う。
- 独自に当該建築物または類似建築物の駐車需要を把握することが難しい中小規模建築物への適用を想定し、地区独自の基準により算出した台数は、大規模建築物には適用しない。大規模建築物については、それぞれの建物における駐車需要に応じた駐車原単位を算定するものとする。

<適用地区の駐車実績に基づく駐車原単位（東口地区）>

建物用途	駐車原単位	都条例基準 (基準床面積)
百貨店その他の店舗	300㎡ごとに1台	250㎡ごとに1台
事務所 その他特定用途 非特定用途（共同住宅以外）	500㎡ごとに1台	300㎡ごとに1台
非特定用途（共同住宅）		350㎡ごとに1台

<適用地区の駐車実績に基づく駐車原単位（西口地区）>

建物用途	駐車原単位	都条例基準 (基準床面積)
百貨店その他の店舗	290㎡ごとに1台	250㎡ごとに1台
事務所 その他特定用途 非特定用途（共同住宅以外）	830㎡ごとに1台	300㎡ごとに1台
非特定用途（共同住宅）		350㎡ごとに1台

【参考】都条例に基づく緩和係数について

- 都条例（令和2年3月時点）においては、延べ面積6,000㎡以下の場合には、駐車施設の附置義務台数の軽減措置として、下式により算出される緩和係数を乗じることとなっている。

$$\text{緩和係数} = 1 - \frac{1,500\text{㎡} \times (6,000\text{㎡} - \text{延べ面積})}{\{6,000\text{㎡} \times (\text{特定用途の床面積} + \text{非特定用途の床面積} \times 3/4) - 1,500\text{㎡} \times \text{延べ面積}\}}$$

※東京都駐車場条例（駐車場整備地区等の場合）

11. 地域貢献策の実施

【地域ルール要綱】（第11条）

地域ルールの適用を受けた事業者は、地区の交通環境の向上を図るため、地区特性に応じた駐車施設の整備及び駐車施設の効率的な活用、地区独自のまちづくり施策の具現化に資する応分の負担等の地域貢献に努めるものとする。

○本地域ルールの目的である歩行者優先のまちづくりを実現するためには、フリンジ（集約）駐車施設整備の促進、荷さばき・障害者のための駐車施設の確保、二輪車用駐車施設などの地域の駐車課題改善に資する駐車施設の確保、駐車場案内の拡充など総合的な駐車・交通対策の実施が必要である。

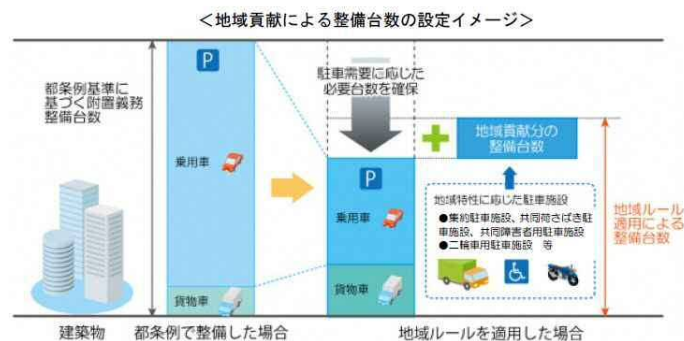
○そこで、地域ルールを適用する事業者は、地域の駐車課題に対応するための地域貢献策として以下のような施策の実施を検討し、効率的な駐車施設の整備と活用を図るものとする。

1) 地区の特性に応じた駐車施設の整備

○地域貢献として実施する整備の内容は、当該建築物の規模、立地状況、歩行者の安全性および周辺道路への影響、まちづくりの方向性等を鑑み、区および運用協議会と協議の上、決定する。

<地域貢献策による駐車施設の整備内容（イメージ）>

- ・地区の隔地の受け皿となるフリンジ（集約）駐車施設及び共同荷さばき駐車施設の整備
- ・周辺の貨物車の駐車需要を受け入れる共同荷さばき駐車施設の整備
- ・共同利用可能な障害者のための駐車施設、及び二輪車用、自転車用など地域の駐車課題改善に資する駐車施設の整備
- ・繁忙期などにおける駐車需要のピーク対応のための駐車施設の整備
- ・周辺駐車場との一体的運営のための駐車場ネットワーク等の整備
- ・ZEV用充電器の設置 等



11. 地域貢献策の実施

【地域ルール要綱】（第11条）

地域ルールの適用を受けた事業者は、地区の交通環境の向上を図るため、地区特性に応じた駐車施設の整備及び駐車施設の効率的な活用、地区独自のまちづくり施策の具現化に資する応分の負担等の地域貢献に努めるものとする。

○本地域ルールの目的である歩行者優先のまちづくりを実現するためには、フリンジ（集約）駐車施設整備の促進、荷さばき・障害者のための駐車施設の確保、二輪車用駐車施設などの地域の駐車課題改善に資する駐車施設の確保、駐車場案内の拡充など総合的な駐車・交通対策の実施が必要である。

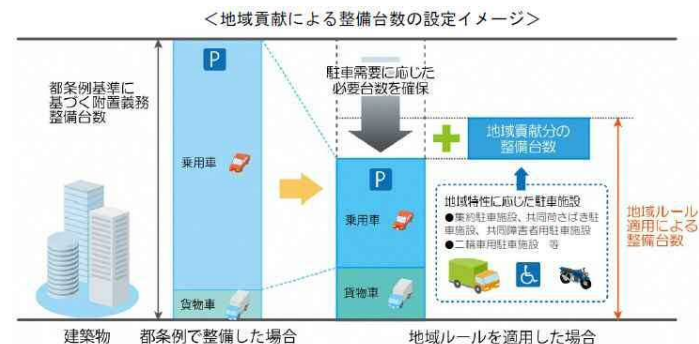
○そこで、地域ルールを適用する事業者は、地域の駐車課題に対応するための地域貢献策として以下のような施策の実施を検討し、効率的な駐車施設の整備と活用を図るものとする。

1) 地区の特性に応じた駐車施設の整備

○地域貢献として実施する整備の内容は、当該建築物の規模、立地状況、歩行者の安全性および周辺道路への影響、まちづくりの方向性等を鑑み、区および運用協議会と協議の上、決定する。

<地域貢献による駐車施設の整備内容（イメージ）>

- ・地区の隔地の受け皿となるフリンジ（集約）駐車施設及び共同荷さばき駐車施設の整備
- ・周辺の貨物車の駐車需要を受け入れる共同荷さばき駐車施設の整備
- ・共同利用可能な障害者のための駐車施設、及び二輪車用、自転車用など地域の駐車課題改善に資する駐車施設の整備
- ・繁忙期などにおける駐車需要のピーク対応のための駐車施設の整備
- ・周辺駐車場との一体的運営のための駐車場ネットワーク等の整備 等



改訂後

〔1〕の解説

○地域ルールを適用する事業者が実施する地域貢献策については、当該事業者が実施可能と考える取り組みを提案し、区及び運用協議会と協議の上、地域の駐車課題や交通課題の解決に資するものを決定する。

○東池袋地区における地域貢献策の検討にあたっては、荷さばき駐車施設を設置していない建物を目的地とした貨物車の路上駐車が多数を踏まえ、共同荷さばき駐車施設の整備を最優先に行うものとする。

ア) フリンジ（集約）駐車施設の整備

○フリンジ（集約）駐車施設を整備する場合は、附置義務駐車施設とは別に整備するものとする。

○大規模建築物は、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、小規模建築物の駐車需要の隔地受け入れ等のためのフリンジ（集約）駐車施設の積極的な整備に努めるものとする。

○中規模建築物は、周辺の交通環境や立地等から必要な場合には、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、フリンジ（集約）駐車施設の整備を積極的に検討するものとする。

イ) 共同荷さばき駐車施設の整備

○共同荷さばき駐車施設を整備する場合は、附置義務駐車施設とは別に整備するものとする。

○大規模建築物は、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、周辺の貨物車の駐車需要を受け入れるための共同荷さばき駐車施設の積極的な整備に努めるものとする。

○中規模建築物は、周辺の交通環境や立地等から必要な場合には、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、周辺の貨物車の駐車需要を受け入れるための2～3台程度の小規模共同荷さばき駐車施設の整備を積極的に検討するものとする。

ウ) その他駐車施設の整備

○大規模建築物、中規模建築物、小規模建築物は、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、周辺の交通環境や立地等から必要な駐車施設（共同利用可能な障害者用駐車施設・二輪車用駐車施設・自転車用駐車施設等）の整備を積極的に検討するものとする。

改訂前

〔1〕の解説

○地域ルールを適用する事業者が実施する地域貢献策については、当該事業者が実施可能と考える取り組みを提案し、区及び運用協議会と協議の上、地域の駐車課題や交通課題の解決に資するものを決定する。

ア) フリンジ（集約）駐車施設の整備

○フリンジ（集約）駐車施設を整備する場合は、附置義務駐車施設とは別に整備するものとする。

○大規模建築物は、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、小規模建築物の駐車需要の隔地受け入れ等のためのフリンジ（集約）駐車施設の積極的な整備に努めるものとする。

○中規模建築物は、周辺の交通環境や立地等から必要な場合には、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、フリンジ（集約）駐車施設の整備を積極的に検討するものとする。

イ) 共同荷さばき駐車施設の整備

○共同荷さばき駐車施設を整備する場合は、附置義務駐車施設とは別に整備するものとする。

○大規模建築物は、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、周辺の貨物車の駐車需要を受け入れるための共同荷さばき駐車施設の積極的な整備に努めるものとする。

○中規模建築物は、周辺の交通環境や立地等から必要な場合には、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、周辺の貨物車の駐車需要を受け入れるための2～3台程度の小規模共同荷さばき駐車施設の整備を積極的に検討するものとする。

ウ) その他駐車施設の整備

○大規模建築物、中規模建築物、小規模建築物は、地域ルールの適用に伴う地域貢献の一環として、周辺の交通環境や立地等から必要な駐車施設（共同利用可能な障害者用駐車施設・二輪車用駐車施設・自転車用駐車施設等）の整備を積極的に検討するものとする。

エ) 地域貢献策としての評価

- 乗用車の駐車施設（普通自動車用、幅2.5m×奥行6.0m以上）の整備を貢献台数1台とした場合の各駐車施設の貢献台数は、下表を目安とする。ただし、共同荷さばき駐車施設を公道と直結した階層に整備する場合には、車種・施設・貨物車用の各区分の貢献台数に、建物の階層別の効用比に基づき評価した台数を加算することができる。
- 各駐車施設の地域貢献策としての評価については、対象建築物周辺において必要な駐車施設であると認められる場合に限り適用する（対象建築物周辺において必要な駐車施設と認められない場合は、下表の車室の大きさ、天井高さの条件を満足しても地域貢献策としては認めない）。

<地域貢献策としての駐車施設整備の評価>

車種・施設	貢献台数 ^{*1}	車室の大きさ、天井高さの条件、規格
乗用車用	1台	幅2.5m×奥行6.0m以上（普通自動車用） ^{*2}
貨物車用	都条例基準 ^{*2}	2台 幅3.0m×奥行7.7m×天井高さ3.0m以上等 ^{*2}
	物流円滑化基準 ^{*3} (2トン)	2.5台 幅2.9m×奥行8.5m×天井高さ3.2m以上等 ^{*3}
	物流円滑化基準 ^{*3} (4トン)	4台 幅3.5m×奥行11.0m×天井高さ3.4m以上等 ^{*3}
障害者用	都条例基準 ^{*2}	1.5台 幅3.5m×奥行6.0m以上等 ^{*2}
	福祉のまちづくり条例基準 ^{*4}	2台 幅3.5m×奥行8.0m以上 ^{*4}
二輪車用	0.3台	幅1.0m×奥行2.3m以上 ^{*5}
自転車用	0.1台	幅0.6m×奥行1.9m以上 ^{*6}
ZEV用充電器	個別判断 ^{*7}	関係法令の規定に適合するもの

- ※1：各駐車施設の整備1台当たりの地域貢献としてみなす台数。駐車施設の必要な大きさの比に基づき設定。貢献台数の合計に端数が出た場合、小数点以下は切り捨て
- ※2：『東京都駐車場条例』における整備基準（車室の大きさ及び天井高さの数値は令和2年3月時点）
- ※3：『物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～（平成29年3月、国土交通省総合政策局物流政策課）』における整備基準
- ※4：『東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成31年3月改訂版、東京都）』における整備基準（努力基準）
- ※5：『標準駐車場条例』における自動二輪車の整備基準
- ※6：『豊島区自転車等の放置防止に関する条例』における整備基準
- ※7：設置費用に基づき個別に判断する

2) 協力金による地域の駐車・交通対策の実施

- 運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域の駐車・交通対策を実施するものとする。
- 地域ルールの適用を受ける事業者は、地域ルールの運用と地域の駐車・交通対策に必要な資金として、「地域貢献協力金（仮称）」等を負担するものとする。
- 運用協議会は、地域貢献協力金の額について、池袋地区における駐車場整備費等を参考として、区と協議の上、別途定めるものとする。
- 運用協議会は、地域の駐車・交通対策の実施について、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成するものとする。運用協議会は、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって、実施計画として策定するものとする。
- 実施計画に定めるべき事項は、別途運用委員会が定めるものとする。

エ) 地域貢献策としての評価

- 乗用車の駐車施設（普通自動車用、幅2.5m×奥行6.0m以上）の整備を貢献台数1台とした場合の各駐車施設の貢献台数は、下表を目安とする。
- 各駐車施設の地域貢献策としての評価については、対象建築物周辺において必要な駐車施設であると認められる場合に限り適用する（対象建築物周辺において必要な駐車施設と認められない場合は、下表の車室の大きさ、天井高さの条件を満足しても地域貢献策としては認めない）。

<地域貢献策としての駐車施設整備の評価>

車種	貢献台数 ^{*1}	車室の大きさ、天井高さの条件
乗用車用	1台	幅2.5m×奥行6.0m以上（普通自動車用） ^{*2}
貨物車用	都条例基準 ^{*2}	2台 幅3.0m×奥行7.7m×天井高さ3.0m以上等 ^{*2}
	物流円滑化基準 ^{*3} (2トン)	2.5台 幅2.9m×奥行8.5m×天井高さ3.2m以上等 ^{*3}
	物流円滑化基準 ^{*3} (4トン)	4台 幅3.5m×奥行11.0m×天井高さ3.4m以上等 ^{*3}
障害者用	都条例基準 ^{*2}	1.5台 幅3.5m×奥行6.0m以上等 ^{*2}
	福祉のまちづくり条例基準 ^{*4}	2台 幅3.5m×奥行8.0m以上 ^{*4}
二輪車用	0.3台	幅1.0m×奥行2.3m以上 ^{*5}
自転車用	0.1台	幅0.6m×奥行1.9m以上 ^{*6}

- ※1：各駐車施設の整備1台当たりの地域貢献としてみなす台数。駐車施設の必要な大きさの比に基づき設定。貢献台数の合計に端数が出た場合、小数点以下は切り捨て
- ※2：『東京都駐車場条例』における整備基準（車室の大きさ及び天井高さの数値は令和2年3月時点）
- ※3：『物流を考慮した建築物の設計・運用について～大規模建築物に係る物流の円滑化の手引き～（平成29年3月、国土交通省総合政策局物流政策課）』における整備基準
- ※4：『東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成31年3月改訂版、東京都）』における整備基準（努力基準）
- ※5：『標準駐車場条例』における自動二輪車の整備基準
- ※6：『豊島区自転車等の放置防止に関する条例』における整備基準

2) 協力金による地域の駐車・交通対策の実施

- 運用協議会は、地区の特性に応じた駐車施設の整備の促進及び適用地区における駐車施設の効率的な活用等のため、地域の駐車・交通対策を実施するものとする。
- 地域ルールの適用を受ける事業者は、地域ルールの運用と地域の駐車・交通対策に必要な資金として、「地域貢献協力金（仮称）」等を負担するものとする。
- 運用協議会は、地域貢献協力金の額について、池袋地区における駐車場整備費等を参考として、区と協議の上、別途定めるものとする。
- 運用協議会は、地域の駐車・交通対策の実施について、区と協議の上、年度毎の実施計画（案）を作成するものとする。運用協議会は、運用委員会にこれを諮り、その承認をもって、実施計画として策定するものとする。
- 実施計画に定めるべき事項は、別途運用委員会が定めるものとする。
- その他、地域の駐車・交通対策の実施にあたり必要な事項は、別途運用委員会が定めるものとする。